

## 天ヶ瀬ダム放流調査委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、天ヶ瀬ダム放流調査委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、令和5年5月出水時におけるトンネル式放流設備の放流に関して以下の事項に関する技術的な指導、助言を与えることを目的とする。

(1) 発生した被災箇所（道路法面崩落、白虹橋（右岸）河岸洗掘、祠への着水）の原因究明及び対策工法の選定

(2) トンネル式放流設備からの放流方法

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする。

- 1) 委員会は、別紙-1のとおり委員で構成する。
- 2) 委員会には委員長をおく。委員長は委員の互選により決める。
- 3) 委員長は委員会の議長を務める。
- 4) 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。
- 5) 委員は、淀川ダム統合管理事務所長（以下、「事務所長」）が委嘱する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、事務所長がこれを招集する。

2 事務所長が必要と判断した場合は、委員会を召集することなく、委員に対して技術的な指導、助言を求めることができる。

3 事務所長は、前項により技術的な指導、助言を求めた場合、委員に対して、書面等により速やかに報告を行うものとする。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、第2条に規定する目的を達成した時点で解散する。

(事務局)

第6条 事務局は、近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所広域水管理課におく。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は、委員会により定める。

(附則)

本規約は、令和5年6月7日から施行する。

天ヶ瀬ダム放流調査委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

(学識者)

中川 一 京都大学名誉教授

(専門家)

櫻井 寿之 国土技術政策総合研究所  
河川研究部 大規模河川構造物研究室長

瀬崎 智之 国土技術政策総合研究所  
河川研究部 河川研究室長

水草 浩一 国立研究開発法人土木研究所  
河道保全研究グループ水工チーム 上席研究員